

くまもの
文化財

熊本県指定
重要文化財

八代神社(旧妙見下宮)本殿・拜殿門



八代神社は、文治二年(一一八六)後鳥羽天皇の勅願によって創建されたもので、上宮(県指定史跡)、中宮及び下宮よりなり、明治三年までは妙見宮と呼ばれていた。
現在の社殿は、元禄十二年(二六九九)及び寛延二年(一七四九)に改築されたものである。
本殿は入母屋造りで、正面には千鳥破風が設けられ、これらの妻飾りには数多くの彫刻が使用されている。
又、向拝部の手挟み、木鼻などにも彫刻彩色が施され、江戸時代中期から後期にかけての寺社建築の特徴をよく表している。
なお、八代神社祭礼神幸行列は、県指定重要無形民俗文化財に指定されている。



黄色いハンカチ
運動について

「黄色いハンカチ運動」は、広島に住む両下肢麻痺の婦人が、「手をかしてください」と口に出しにくいことから、黄色いハンカチに文字を書き援助を求めたところ、まわりの人が気軽に手を貸してくれ、仲間の障害者にも広めたことが発端となっています。

何か手伝ってあげたいと思いついて、具体的などうすればよいか、何と話しかけたらよいか迷っているうちにタイミングをはずしてしまっていた健常者。手助けが必要なのにどうしても口に出せなぐキッカケとして、この運動は、発祥の地広島だけでなく、現在全国に広がりつつあります。
熊本県では、県、市町村の社会福祉協議会が中心となって、五月から県下全域でこの運動を展開することとなりました。
昨年は、障害者の社会への「完全参加と平等」を目指した国際障害者年でしたが、障害を持つ人の社会への参加が一層容易になり、郷土熊本が暖かいふれあいと、おもいやりに溢れたふるさととなるよう、県民の皆さんの「黄色いハンカチ運動」への御理解と御協力をお願いします。

(障害福祉課)

新聞購読勧誘に
御注意を!!

いきなり洗剤を出され、「うちの新聞を三カ月とって下さい」、あるいは「一カ月分の新聞代金をサービスしますから、三カ月とってください」というような新聞購読の勧誘を受けた経験のある方は意外に多いのではないのでしょうか。なかには景品をもらったことがあるという方もおられるでしょう。

公正取引委員会では、全国の新聞社や新聞小売店が、価格や紙面による公正で自由な競争を行うことを促進させるため、新聞の購読勧誘に際して行うこのような行為を法律で禁止しています。

この法律は「不当景品類及び不当表示防止法」という法律で、過大な景品や不当な表示を禁止することにより、一般消費者の正しい商品選択を保護し、事業者間の価格と品質による公正な競争を確保

することを目的として作られたものです。このような法律の目的に照らし、新聞購読者勧誘にあっても、購読者に対していかなる景品も提供してはならないことが定められているわけです。

また、景品にかかる費用は、巡り巡って、新聞の価格を高いものにしていくといえます。法律による規制もそのような考え方に基いてなされているものです。

この場合の景品とは、バスタオル、デジタル時計などの物品だけでなく、ギフト券やスポーツ紙、無料紙、映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待券等あらゆる経済上の利益が含まれます。

公正取引委員会と熊本県では、今後とも新聞販売正常化実現のため、新聞業界の指導、規制を続けてまいります。このような法律の主旨を徹底するため、購読者の皆様の御協力をお願いします。

(生活婦人課)